

**「東北地方太平洋沖地震及び津波」により被災された方
に対する手数料の免除のお知らせ**

被災された皆様方に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

平成23年6月15日
岩手県環境生活部
岩手県保健福祉部

1 内容

「東北地方太平洋沖地震及び津波」（以下「震災」という。）により被災された方に対し、環境生活部及び保健福祉部が所管する各種手続きの手数料を免除します。

2 免除する手数料等の一覧及び問い合わせ先

別紙のとおり

3 対象者

区 分	(1)免許等の再交付 (別紙1又は2に記載されている手数料中、「※2」の手数料が該当)	(2)飲用水試験 (別紙2の98番、99番が該当)	その他	
			(3)震災により被災された方 (別紙1又は2に記載されている手数料から左記(1),(2)を除いた手数料が該当)	(4)震災により失業された方 (別紙1又は2に記載されている手数料中、「※1」の手数料が該当)
対象者	震災により免許等が流出したこと等により、再交付が必要な方	住所又は採水場所が以下の区域内にある方 ・岩泉町 ・田野畑村 ・普代村 ・野田村 ・久慈市 ・洋野町 ・宮古市 ・山田町 ・大槌町 ・釜石市 ・大船渡市 ・陸前高田市	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方 (その事業の一部又は全てを対象とする。)	離職票等で失業していることが確認できる方

4 免除期間

被災した日（平成23年3月11日）から平成24年3月31日まで

5 免除申請に必要な書類（既存の提出書類に加え窓口に提出が必要なもの）

書 類	(1) 免許等の再交付	(2) 飲用水試験	その他	
			(3) 震災により被災された方	(4) 震災により失業された方
手数料免除申請書(様式1)	○	○	○	○
申立書(様式2-1)				○
市町村が発行する り災証明書 (写しでも可としますが、窓口に原本を持参し担当者の確認を受けること)	○		○	
	り災証明書の発行が受けられない方は 申立書 (様式2-2)(車両に免許等を保管していたらその車両がり災した場合など)			
離職票 等の失業していることが確認できる書類の写し(窓口に原本を持参し担当者の確認を受けること)				○

6 手数料の還付(返還)

手数料の免除対象者であって免除期間の間に免除の対象となる手数料を既に納付されている方は、この手数料の還付(返還)を受けることができます。

手数料の還付(返還)を請求される場合は、5(1)~(4)の書類に加え次の書類が必要となります。(還付(返還)請求期間は4の免除期間内に限ります。)

○「手数料還付(返還)金請求書」(様式3)

※本人名義の口座に係る銀行名、支店名、口座種別及び口座番号が必要ですので、通帳の写し(口座名義、銀行名、支店名、口座種別及び口座番号が判る部分)を添付してください。